

令和8年10月1日から 障害者手帳等をお持ちでない児童の 「児童通所支援事業」における申請に 必要な書類が変更されます

対象となる児童

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれも取得していない児童
- ・ 特別児童扶養手当、自立支援医療（精神通院医療）、小児慢性特定疾病医療のいずれも受給していない児童
- ・ 医師の診断書等（更新後の支給決定日から起算して3年以内に診断されたもの）の提出により支給決定を受けていない児童

<詳しくは裏面をご確認ください>

申請時に対象であるか確認するために必要な書類

対象となる児童であることがわかる以下の書類等のいずれか1つ

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 特別児童扶養手当、自立支援医療（精神通院医療）、小児慢性特定疾病医療を受給していることがわかるもの
- ③ 医師の診断書等
「診断名（疑い含む）」又は「支援が必要な理由」及び「児童通所支援の必要性」を記載したもの
- ④ 幼稚園・小学校・中学校における特別支援学級の在籍又は通級指導教室の通級証明書

- ※ 新規申請については、令和8年10月1日以降の申請から①～④のいずれかが必要になります。また更新申請については、現在の受給者証の有効期限が令和8年9月30日以降となっている方から随時、受給者証の更新時に①～④のいずれかが必要となります。
- ※ ①又は②をお持ちの児童は、③又は④の提出は必要ありません。申請の際、障害者手帳等を提示して下さい。（更新の場合、更新後の支給決定日時点で有効な手帳等に限りです。）
- ※ 過去に医師の診断書等の提出により支給決定を受けた場合でも、更新後の支給決定日時点から起算して3年以内に診断された医師の診断書等を提出していない場合は、更新時に改めて医師の診断書（更新後の支給決定日時点から起算して6か月以内に診断されたものに限る。）の提出が必要になります。
- ※ 医師の診断書等の作成費用については自己負担となります。
- ※ 関係機関（子ども健康課、徳島県中央子ども女性相談センター等）が作成する意見書は廃止します。

< お問い合わせ先 >

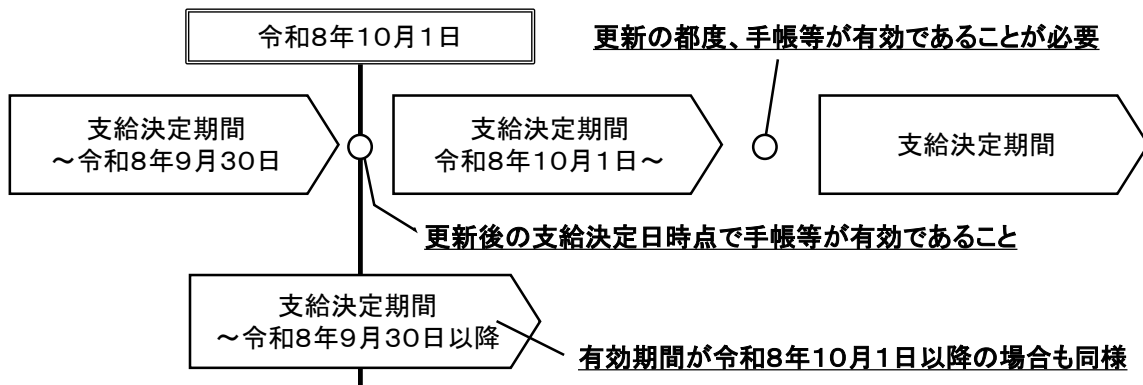
徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係

TEL : 088-621-5171 FAX : 088-621-5300

<支給決定期間が令和8年9月30日以降の更新申請の場合>

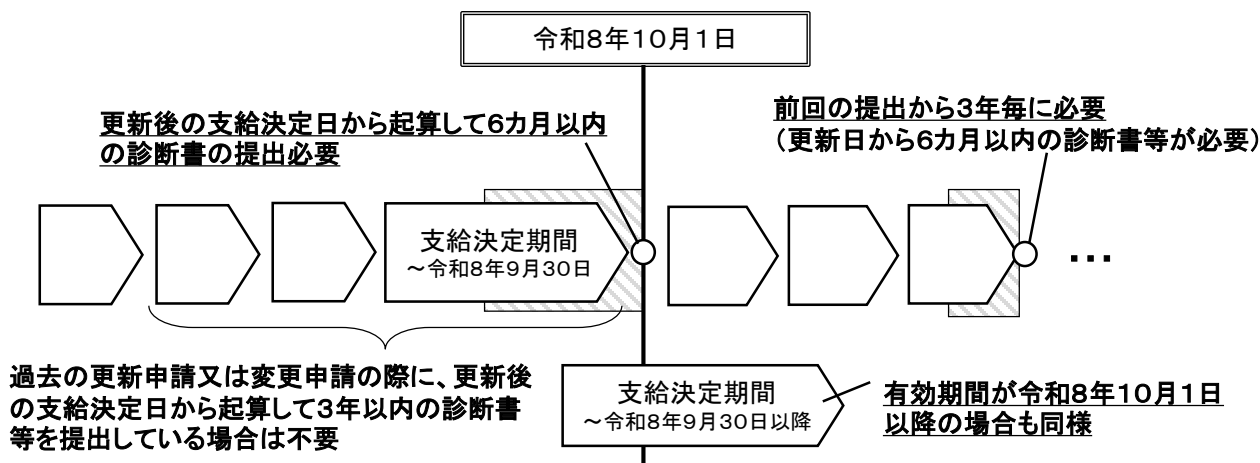
I. 下記のいずれかを取得してる場合

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②特別児童扶養手当、自立支援医療(精神通院)、小児慢性特定疾病医療



更新後の支給決定日時点で有効な手帳等(①又は②)が無い場合
⇒別途、「③医師の診断書等又は④支援学級等の在籍証明書」の提出が必要になります

II. 過去に「③医師の診断書等」の提出により支給決定を受けている場合



過去に医師の診断書等により支給決定を受けた場合でも、令和8年9月30日以降の最初の更新日から起算して3年以内の診断書等の提出が無い場合、更新日から6カ月以内の診断書等の提出が必要となります。

III. 過去に①~③のいずれも取得、提出していない場合

受給者証の(五)予備欄に記載のある年度に更新する際に、①~④のいずれかが必要

【医師の診断書等について】

診断書等の作成については、事前にかかりつけ医にご相談ください。診断書等には「診断名又は支援が必要な理由」及び「児童通所支援の必要性」について、医師による記載が必要です。指定の様式については、本市ホームページよりダウンロードしてください。(本市が定める様式にある事項が記載されている場合は、医療機関の様式も可)

(本市HP)トップページ>健康・福祉>障害者の福祉>障害者・児童への支援

【医療機関等について】

徳島県ホームページに「発達障がい児者のための医療機関リスト」が掲載されています。受診については各医療機関へお問い合わせください。

